



VOL.51

男と女のいきいきコラム

「ケータイ・ケーホー！」
「デートDVってなに？」その2

市では、男女共同参画推進事業の一環として今年度、第2回目となる男女共同参画推進講座「ケータイ・ケーホー！」、「デートDVってなに？」を、8月29日(金)午後2時30分から泉小学校において、開催しました。今回は、泉地区3校(泉・泉西小学校、泉中学校)の教職員を対象に、3校連携合同研修会・生徒指導事例研修部会の中で行いました。講師として多治見警察署・少年補導員の佐々木知絵さんをお招きし、携帯電話の危険性とその正しい使い方、デートDVについて、デートDVの被害者と加害者の3点について話をいただきました。

デートDVとは、結婚・内縁・事実婚以外の交際相手に対して起きる身体的・精神的・性的・経済的な暴力や行動の規制・監視であると説明され、被害者は自分が被害を受けているという実感がなく、また加害者には自分の交際相手に対して、暴力が問題解決の方法と思いついて、加害者が男性の場合は、「男尊女卑」の考え方が根底にあることなどを話されました。



私たち大人は、自分の周りにデートDVの被害に遭っている人がいたならば、被害者には話を聴いてあげること、加害者には自分で気が付くように導くことが大切であると話されました。

これからも、男女共同参画社会「すべての人の人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる社会」の実現に向けた活動として、デートDVについて、自分と自分の周りで被害に遭っている人がいないか確かめてみるなど、身近なところから、少しずつ進めていけたらいいですね。



窓 Q & A

戸籍の届け出について

市民課・住民係
内線141~144

戸籍の記載は、戸籍法に定められた届け出などに基づいて、行うことになっています。

Q 届け出をする必要があるのは、どんなときですか、また、どこへ届け出したらいいですか？

A 子供が生れたときには、出生届、家族の方が亡くなられたときには、死亡届を届け出してください。そのほか、結婚される際には婚姻届、離婚される際には離婚届、また養子縁組される際には養子縁組届を届け出していただくこととなります。

Q 届け出をするときに、必要な添付書類は何ですか？

A 届け書については、一定の様式が法律などで決まっています。他市で受け取った婚姻届などの届け書でも土岐市へ提出していただくことができます。

Q 届け書が土岐市以外の様式のものですが、土岐市へ提出できますか？

A 本籍地が土岐市以外にある方については、戸籍謄本を添付していただく必要があります(出生届、死亡届については必要ありません)。また、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届については、届け出をする際に届け出の方の本人確認が必要になります。免許証などの確認書類を提示していただきます。そのほか、届け出の種類によっては、別途添付書類が必要となる場合がありますので、詳しくは、市民課住民係までお問い合わせください。

届けていただく市町村は、原則、届け出される本人の本籍地または住所地となります。